

埼玉労働局発表
令和8年6月15日(月)

【照会先】
埼玉労働局 労働基準部 健康安全課
(電話番号) 048 - 600 - 6206

報道関係者 各位

埼玉労働局長による安全衛生パトロールを実施します ～令和8年度 全国安全週間に実施～

埼玉労働局（局長 片淵仁文）は、全国安全週間（7月1日から7日）及びSTOP!熱中症 クールワークキャンペーンの重点取組期間（7月1日から7月31日）に、労働災害防止対策や熱中症予防対策の取組状況を確認することを目的として、川口市に本社がある企業の工場に対して、安全衛生パトロールを実施します。

1 日時

令和8年7月1日（水）14：00～16：00（予定）

2 パトロール先

日本地工株式会社 本社・本社工場（埼玉県川口市江戸袋2-1-2）
電柱の支線、道路附属物用基礎等に用いるアンカー、接地（アース）
工事に用いる接地極、屋上等の緑化に用いる資材等の製造、これらの
製品の据付工事等を行っている企業です。



3 取材の申込

当日取材していただける場合は、6月30日（火）までに別紙3により
埼玉労働局労働基準部健康安全課の担当者あて申込みをお願いします。

【添付資料】

- 別紙1 パトロールの概要
- 別紙2 パトロール先の案内図
- 別紙3 取材申込票
- 別添1 令和8年度 全国安全週間 周知用リーフレット
- 別添2 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン 周知用リーフレット

パトロールの概要

- 1 目的 全国安全週間及びSTOP！熱中症 クールワークキャンペーンの重点取組期間に管内の事業場に赴き、労働災害防止対策及び熱中症予防対策の取組状況を視察する。
- 2 日時 令和8年7月1日（水）14：00～16：00（予定）
（報道関係者の受付開始 13：40）
- 3 実施者 埼玉労働局長 かたふち ひろふみ
片淵 仁文
- 4 随行者 埼玉労働局 労働基準部長 たかはし じん
高橋 仁
労働基準部 健康安全課長 かわまた ひろこ
川又 裕子
- 5 対象企業 にほんちこう
日本地工株式会社 本社・本社工場
（埼玉県川口市江戸袋2 - 1 - 2）

6 対象企業からの企業紹介

1953年創業、1956年設立の日本地工は、グループ従業員数732名を擁するインフラ関連メーカーです。高度経済成長期から電柱用アンカーの提供で社会を支え、創業精神である「オリジナリティーの追求」のもと、土の持つあらゆる可能性に着目し、自社開発にこだわってきました。

現在はアンカーに加え、アース、鋼製基礎、緑化・農園芸の4事業を展開。独自の技術とサービスで、日本のインフラや環境の安全を足元から守り続けています。

7 スケジュール

13：40 受付開始（13：55 受付終了）

14：00 あいさつ

埼玉労働局長

日本地工株式会社 代表取締役社長

げんま さとし
玄間 敏

参加者紹介

会社概要等説明（約25分）

日本地工株式会社 担当者

14：35 パトロール開始（約60分）

15：35 質疑応答

講評

16：00 終了予定

8 取材の申込方法

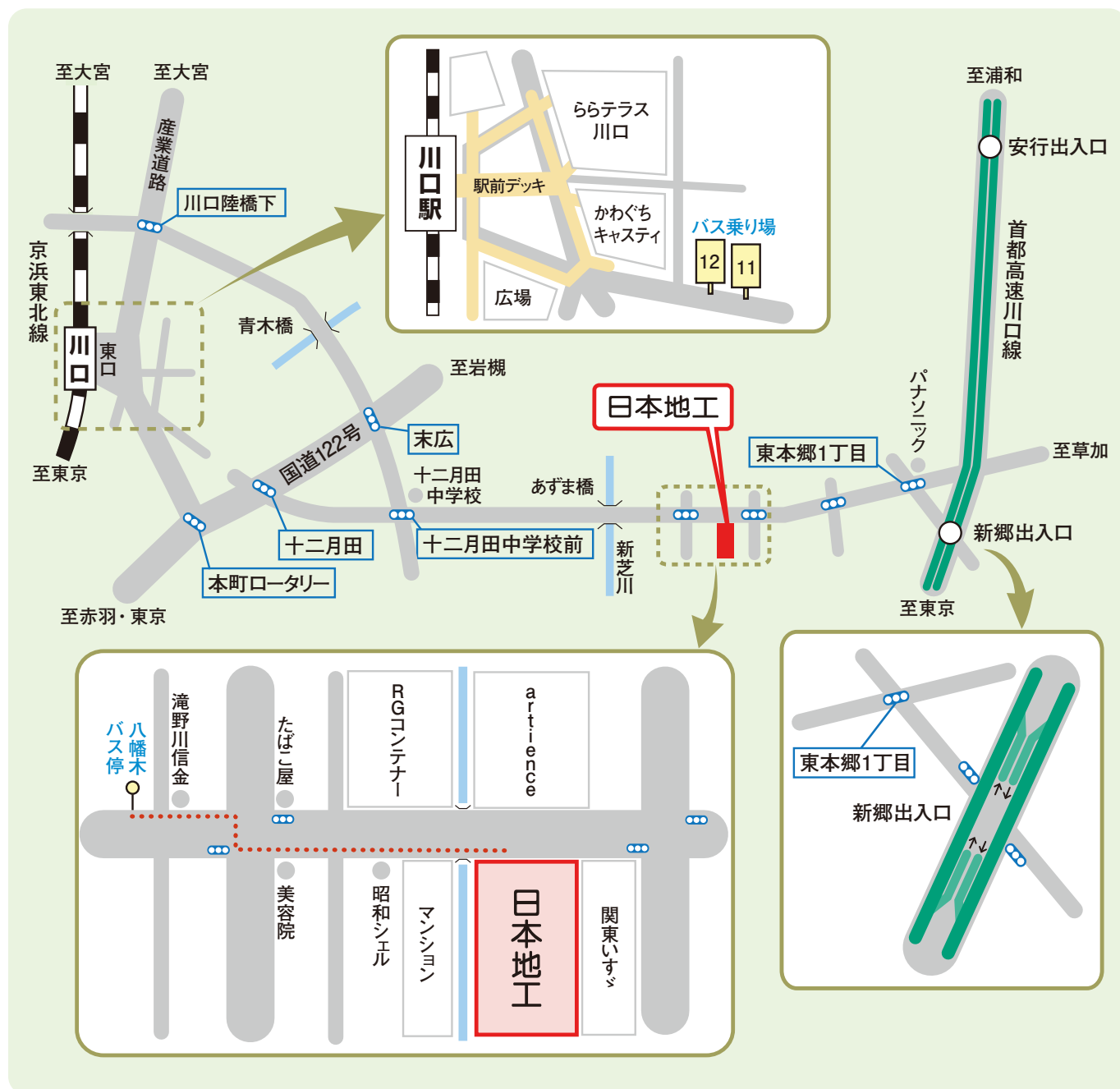
6月30日(火)までに別紙3により埼玉労働局労働基準部健康安全課の担当者あてメールでお申し込みください。

9 留意事項

- (1) 自動車でお越しの際には、当日指定の駐車場所に駐車してください。
- (2) 13:40から13:55の間に、守衛所で受付してください。
- (3) 工場内に立ち入る際は、保護帽(ヘルメット)を着用してください。
対象企業の所有する保護帽を借用することが可能です。
サンダル、ハイヒール等の着用は不可です。
- (4) 写真・動画の撮影については、対象企業の指示に従ってください。
製造に使用する金型、製品等を接写撮影することはご遠慮ください。

日本地工 本社・本社工場へのアクセス

所在地 埼玉県川口市江戸袋2-1-2 TEL.048-283-1111



● JR / 京浜東北線 川口駅東口

- ・タクシー 約15分… 「日本地工」とご指示下さい。
- ・バス 約20分…………… バスのりば **11** **12** (どの系統・行き先でも八幡木を通ります)
バス停 八幡木(はちまんぎ)下車。進行方向へ約300m。

● 車 / 首都高速川口線 新郷出口下車、東本郷1丁目交差点 左折2分。

埼玉労働局労働基準部健康安全課 広報担当 行

mail: kouhou-kenanka mhlw.go.jp

迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

を@に置き換えてください。

(電話 048 - 600-6206)

令和8年6月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **6月30日(火)までに**メール又は電話でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名： 担当者： TEL： mail： 参加人数： 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	
当日の交通手段	社用車又は自家用車 公共交通機関

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場

今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
 - 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- 自主的な安全衛生活動の促進
 - 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施
 - リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組
 - 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - トラックの逸走防止措置の実施
 - トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策
 - 一般的事項
 - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ)輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策
 - 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- 林業の労働災害防止対策
 - 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 特定自主検査の適正な実施
 - フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- 交通労働災害防止対策
 - 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策
 - 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- 暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- 健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- 日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 作業中の作業者の健康状態の確認**
巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間
7月
にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請